

2020年4月10日

関係各位

公益財団法人フジクラ育英会

募集要項

1. 募集人員 各大学 1 名
2. 対象学生 学部生および大学院生（ただし、学部学生優先）
学年や学部・学科は問いません
3. 貸与金額 学部生 月額 30,000円（無利子）
大学院生 月額 40,000円（無利子）
貸与は2020年4月分から開始
4. 貸与期間 正規の最短修業年限の終期まで
5. 募集締切 2020年6月1日
6. 選考 選考委員会で選考し6月に大学及び本人に直接連絡します。
7. 詳細 当会の奨学金に関する詳細は別添の奨学金規程をご参照下さい。また、応募に関してはその第1条、第2条をご覧ください。

8. 書類送付先及び問い合わせ先

135-8512

東京都江東区木場1-5-1

株式会社フジクラ フジクラビジネスサポート内

公益財団法人フジクラ育英会 担当：相原

TEL 03-5606-1304

ikueikai@jp.fujikura.com

以上

フジクラ育英会 奨学金規程

公益財団法人フジクラ育英会定款第四十三条の規定に基づき、この規程を定める。

フジクラ育英会について

戦前、藤倉電線株式会社（現 株式会社フジクラ）の社長松本留吉氏等は、社会各界の発展のためには人材の育成が大事であると考え、育英事業を起こし世に広く人材を送り出してきました。戦後中断していましたが、同社元社長石橋五郎氏と同社により、昭和40年4月に再興、財団法人として設立され今日に至っております。

当会は社会各界に人材を送りだすことを目的としておりますので、みなさんはその目的に向かって勉学に励まれるよう希望します。なおフジクラ育英会から奨学金を受けることと株式会社フジクラへの就職とは何の関係もありません。

当会の奨学金は無利息ですが返還は必要です。奨学生として皆さんの先輩にあたる人たちは貸与を受け、卒業し仕事に就き、そして返還してくれました。その資金が皆さんの奨学金です。皆さんが受け取るのは先輩からのバトンであり、卒業後には後輩につながなければなりません。当会の役割はこのリレーのサポートです。

フジクラ育英会に関する事務は下記で取扱っております。

株式会社フジクラ 内フジクラビジネスサポート

フジクラ育英会係

郵便番号 135-8512

東京都江東区木場1丁目5番1号

TEL 03 (5606)1304

第一章 奨学生の採用と奨学金の貸与契約

（奨学生の資格）

第1条 本会の奨学生となる者の資格は次の全てを満たすこととする。

- （1）大学、大学院又は高等専門学校に在学する
- （2）学力、人物、健康ともにすぐれている
- （3）学費の支弁が困難と認められる
- （4）日本国籍を有する

（奨学生願書及び奨学生推薦書の提出）

第2条 奨学生志願者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- （1）奨学生願書（本会指定用紙に連帯保証人と連署、押印したもの）
- （2）在学証明書
- （3）在学学校長の推薦書
- （4）成績証明書
（学部1年次生は高校、その他は前年度成績証明書）
- （5）写真（5×4cm目安、L版でも可）

（奨学生の採用）

第3条 奨学生の採用は、選考委員会が選考し、その結果を在学学校長及び奨学生志願者に通知する。

2 採用の通知と同時に奨学生番号を通知する。本会への届、連絡には必ず氏名の他に奨学生番号を書かなければならない。

（奨学金の貸与契約）

第4条 奨学生として採用された者は、第1項の通知を受けた日から1ヶ月以内に「奨学金借用証書」（様式1）を作成し、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに理事長あて提出しなければならない。

2 奨学金の貸与は無利息とする。

3 奨学生が第1項に基づいて作成する奨学金借用証書において、返還の開始は貸与の終了予定の年度の翌々年度から、期日は毎年12月30日とする。また、返還を開始した年度を含み、貸与期間の3倍の年数で返還を終わらせるものとする。

4 前項の奨学金の返還は年賦とし、毎年度同じ金額を返還するものとする。毎年度の額は100円単位を四捨五入した1,000円単位の金額とする。100円単位を四捨五入したことによる合計額との差額は最初の年あるいは最後の年において精算するものとする。なお、毎年度の返還額は、合計額を返還の期間の年数で除した金額との差額が1万円以内でなければならない。

- 5 返還期日を第3項で定める12月30日より年度内の他の日付に変更しようとする者、同項に定める貸与年数の3倍よりも短い期間で返還しようとする者又は前項に定める年賦による返還を年度内での半年賦による返還に変更しようとする者は「返還期日等の変更届」（様式8）を作成して提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 6 奨学生であった者はその都合により、いつでも奨学金を繰上げ返還することができる。
- 7 奨学金の返還はフジクラ育英会の指定する銀行口座への振込みに限る。なお、領収書は特に申し入れがある場合を除き、発行を省略する。
- 8 本条第3項、第4項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたときは貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。
- 9 奨学生であった者が奨学金借用証書に定める返還を怠ったときは、返還期日の翌日から年5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第二章 奨学金の交付

（奨学金の交付）

第5条 奨学生は金融機関に本人名義の普通預金口座を設け、奨学金振込先連絡票を提出しなければならない。奨学金はこの口座に送金する。

2 奨学金は3ヶ月分を3ヶ月毎に、当該月の5日以降受け取れるよう、奨学生の口座に振込む。（振込月は4・7・10・1月）なお、特別の事情があるときは、3ヶ月以上を合わせて交付することができる。なお、最初の振込みは第4条の奨学金借用証書の提出の後とする。

（奨学生の種類と奨学金の額及び貸与期間）

第6条 奨学生の種類及び奨学生に貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

大学奨学生	月額 30,000 円
大学院奨学生	月額 40,000 円

2 前項の奨学金の貸与期間は、正規の最短修業年限による終期までとする。

（奨学金受領書の提出）

第 7 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、直ちに近況を書き添えて奨学金受領書を提出しなければならない。

（学業成績及び生活状況の報告）

第 8 条 奨学生は、毎年度末、学業成績及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

（奨学金の休止及び停止）

第 9 条 奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは奨学金の交付を休止することができる。

2 奨学生の学業又は生活状況などに看過できない問題があると認めるときは、奨学金の交付を停止することができる。

（奨学金の復活）

第 10 条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。

（奨学金の廃止）

第 11 条 奨学金が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の交付を廃止することができる。

- （1）傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- （2）学業成績又は生活状況が不良となったとき
- （3）奨学金を必要としない理由が生じたとき
- （4）前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- （5）在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- （6）その他第 1 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

（奨学金の辞退）

第 12 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

（連帯保証人）

第 13 条 連帯保証人は奨学生あるいは奨学生であった者の奨学金の返還債務を奨学生あるいは奨学生であった者に連帯して保証するものとする。

2 奨学生あるいは奨学生であった者が連帯保証人の選任・変更をする場合は、本会の同意を得なければならない。

第三章 奨学金の返還及び返還猶予

（就職先等の届の提出）

第14条 次のいずれかに該当した場合は、1ヶ月以内に「就職先等の届」（様式2）を提出しなければならない。

- （1）卒業したとき
- （2）卒業していない場合であって、奨学金貸与期間が満了したとき
- （3）第11条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- （4）奨学金を辞退したとき

（奨学金の返還猶予）

第15条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- （1）災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
- （2）傷病により返還が困難となったとき
- （3）大学、大学院又はこれと同程度の学校に在学するとき
- （4）生活保護法による生活保護を受けているとき
- （5）その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第5号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

（返還猶予の願出）

第16条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した「奨学金返還猶予願」（様式3）を作成し、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第17条 奨学生であった者より奨学金の返還猶予の願出があったときは、選考委員会において、審査決定し、その結果をかかる願出をした本人に通知する。

第四章 奨学金返還免除

(奨学金の返還免除)

第 18 条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身の障害のためにその奨学金の返還が不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することがある。

(返還免除の願出)

第 19 条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑証明とともに次の各号の種類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本、心身の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書

(2) 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願出の期限)

第 20 条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じた時から 1 年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと認められるときは、更に 1 年以内その期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第 21 条 奨学金返還免除願の提出があったときは、選考委員会において審査決定し、その結果を奨学生若しくは奨学生であった者又は相続人及び連帯保証人に通知する。

第五章 届出

(届出)

第 22 条 次の変更があった場合は所定の様式をもって 1 ヶ月以内に届けなければならない。ただし、奨学生又は奨学生であった者が病気その他の理由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

(1) 奨学生又は奨学生であった者の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項 (様式 4) 「住所等変更届」

(2) 奨学生又は奨学生であった者の在学状況 (休学、復学、留年、転校、転課、停学、退学、除籍、その他の処分 (様式 5) 「在学状況等変更届」

(3) 届出に使う印鑑 (届出印) (様式 6) 「届出印変更届」

なお、本会関係の事務手続に使う印鑑は奨学生願書に押印した印鑑 (届出印) を使わなければならない。ただし、実印が必要な場合は実印を使わなければならない。

(4) 連帯保証人の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項 (様式 7) 「連帯保証人変更届」

なお、連帯保証人が死亡の場合は代わりの連帯保証人を立てなければならない。届出にあたっては変更後の連帯保証人の印鑑証明を添付しなければならない。

第六章 補則

（実施細目）

第 23 条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

（規程の変更）

第 24 条 この規程を変更しようとするときは、公益財団法人フジクラ育英会定款第四十三条の定めるところによる。

付則

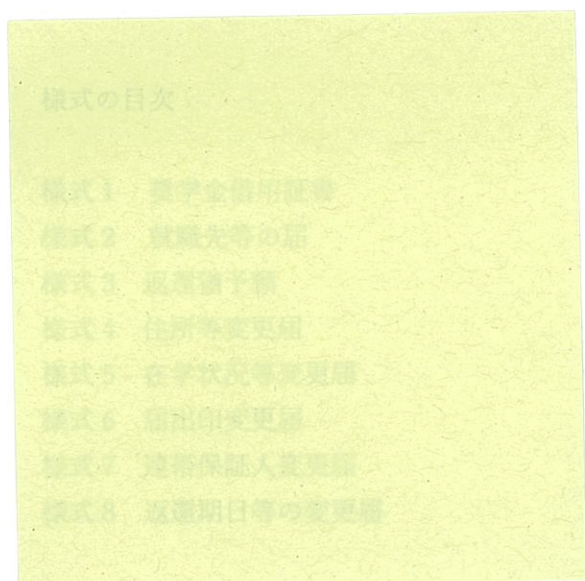
この規程は文部科学大臣の承認のあった日から施行する。

付則（平成 30 年 12 月 1 日一部改正）

この規程の一部変更は、同日から施行する。

付則（令和 2 年 4 月 6 日一部改正）

この規程の一部変更は、同日から施行する。



年 月 日

公益財団法人フジクラ育英会 理事長殿

奨学生願書

貴会の奨学生として採用していただきたく、出願します。 下記の記載事項に相違ないことを誓約いたします。	
本人 氏名	印
生年月日	年 月 日
下記の記載事項に相違ないことを本人と連帯して保証します。また、採用された場合には奨学金の借入債務を本人と連帯して保証することを誓約いたします。	
連帯保証人 氏名	印

(記)

1. 在学

学校名	<input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 高等専門学校
学部・学科	学年 年
入学 年 月	卒業予定 年 月

2. 希望貸与

期間	年 月 ~ 年 月
金額	合計 円 (大学・高等専門学校 30,000 円/月) (大学院 40,000 円/月)

3. 家族（本人を含む同一家計の者）

続柄	親権者*1	家計支持者*2	住所*3	氏名	年齢	職業、学校名等*4

*1 親権者： 未成年の場合、親権者に「○」

*2 家計支持者： 主たる家計支持者に「○」、従たる家計支持者に「△」

*3 住所： 下の住所欄を参照する形でABC（別紙の場合はDEF）

*4 職業、学校名等： 自営業の場合その概略、被傭者の場合勤務先及びその勤続年数
就学者の場合、学校名と学年

*3住所

住所A	
住所B	
住所C	

※家族、住所の欄が不足の場合は別紙（6ページ目）も使って記載してください。

4. 収入、所得（年収）

単位：万円

主たる家計の支持者	自営業の場合、所得	
	被傭者の場合、収入	
	その他（ ）収入	
	合計	
従たる家計の支持者	自営業の場合、所得	
	被傭者の場合、収入	
	その他（ ）収入	
	合計	
従たる家計の支持者	自営業の場合、所得	
	被傭者の場合、収入	
	その他（ ）収入	
	合計	

5. 本人の収入と支出（一ヶ月あたり）

単位：万円

収入	家庭から	
	本会以外の奨学金	
	定職（ ）	
	アルバイト	
	その他（ ）	
	合計	
支出	授業料	
	その他学費（書籍、実験用、学用品等）	
	住居費	
	交通費	
	通信費	
	食費	
	教養娯楽費	
	その他	
	合計	

注： 家族と同居で本人分の金額が切り出せない項目はゼロで記入

別紙

3. 家族（本人を含む）

続柄	親権者*1	家計支持者*2	住所*3	氏名	年齢	職業、学校名等*4

*3 住所： 下の住所欄を参照する形で ABCDEF

*4 職業、学校名等： 自営業の場合その概略、被傭者の場合勤務先及びその勤続年数
就学者の場合、学校名と学年

*3 住所

住所 D	
住所 E	
住所 F	

以上

年 月 日

殿

筑波大学長
永田 恭介

推 薦 書

下記の者を、貴奨学生として適当と認め推薦いたします。

記

所属 筑波大学 _____ 学群 学術院 _____ 学類 研究群 _____ 年次 _____
氏名 _____

推薦所見

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

指導教員等 _____ 所属 _____ 氏名 _____ 印 _____

家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	学群 _____ 学類 _____ 年次 _____										
	学籍番号	_____			性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL (_____)				
	フリガナ	_____										
	氏 名	_____					家族住所	〒 _____ TEL (_____)				
家 族 及 び 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年 齢	職 業	在職 期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額			
		父				年		万円	万円			
		母					年		万円	万円		
		父または母 死亡・離別の場合 時期 (年 月) 理由 ()										
		主たる家計支持者無職等の場合 時期 (年 月) 理由 ()										
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
	別 居 者 に ○ 印	就 学 者	続柄	氏 名	年 齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額		
本人					筑波大学	国立		※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無									
	障害者がある世帯		※有・無	続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()								
	その他											
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 (千円)				認 定					
	アルバイト		月額 (千円) 内容 ()				総収入金額	① 万円				
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 ()				必要経費	② 万円				
		申請中	月額 (千円) 団体名 ()				特別控除額	③ 万円				
	その他の収入		月額 (千円) 内容 ()				総所得金額	④=①-②-③ 万円				
学 業 成 績	評 価	高等学校	.5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数 人		
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤ 万円		
	修得単位数または科目数								家計充足率	⑥=④÷⑤×100		

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
 2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
 (父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
 3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
 (父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
 4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
 5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあっては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。